

市立学校用重大事態対応フロー図

1 重大事態の発生及び疑い

- 教育委員会に重大事態の発生を報告（※教育委員会から市長に報告）
 - A) 児童等の「生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
 - ・具体的な内容については本方針のP29で確認をします。
 - B) 児童等が「相当の期間学校を欠席をすることを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」（年間30日が目安です。）
 - C) 児童等や保護者から、「いじめられて重大事態に至ったという申立があったとき」
 - ・学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても調査にあたります。

2 教育委員会が調査主体を学校と判断し、学校が調査する場合

教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応にあたります。

① 学校いじめ対策組織を母体とした調査組織を設置します。

- 学校いじめ対策組織に重大事態の性質に応じて適切な外部人材を加えます。（学校評議員、健全育成協議会委員、民生委員、PTA代表、警察関係者（OBも含む。）、等が考えられます。）
- 教育委員会のSCやSSWも外部人材として派遣できます。

調査前には、被害児童等及びその保護者に「ガイドライン」P7～P10が示す6項目の説明が必要

② 学校の調査組織で、事実関係の調査を実施します。

- 調査での学校の基本姿勢、聴取事項、調査方法等について共通理解を図ります。
- 原因の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査し、記録を累積します。（5W1Hが有効です。）
- 教育委員会に対して調査の状況について定期的に報告します。
- 被害児童等及びその保護者に対して定期的に連絡し、情報を提供します。

③ 累積した記録をもとに、調査結果を取りまとめます。

- 聽取内容等からいかなる事実を認定できるかを検討し、書面としてまとめます。
- 調査報告書の記載内容については、本方針P37を参考にします。
- 調査の進捗状況を定期的に教育委員会に報告します。
- 報告がある程度まとったら、教育委員会に仮報告します。

④ 仮報告後の助言を受けた調査結果を教育委員会に報告します。

- 学校は被害児童等及びその保護者に調査結果を報告しますが、被害児童等及びその保護者より報告書に対する意見書があれば、調査結果に添えて教育委員会に提出します。

⑤ 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を講じます。

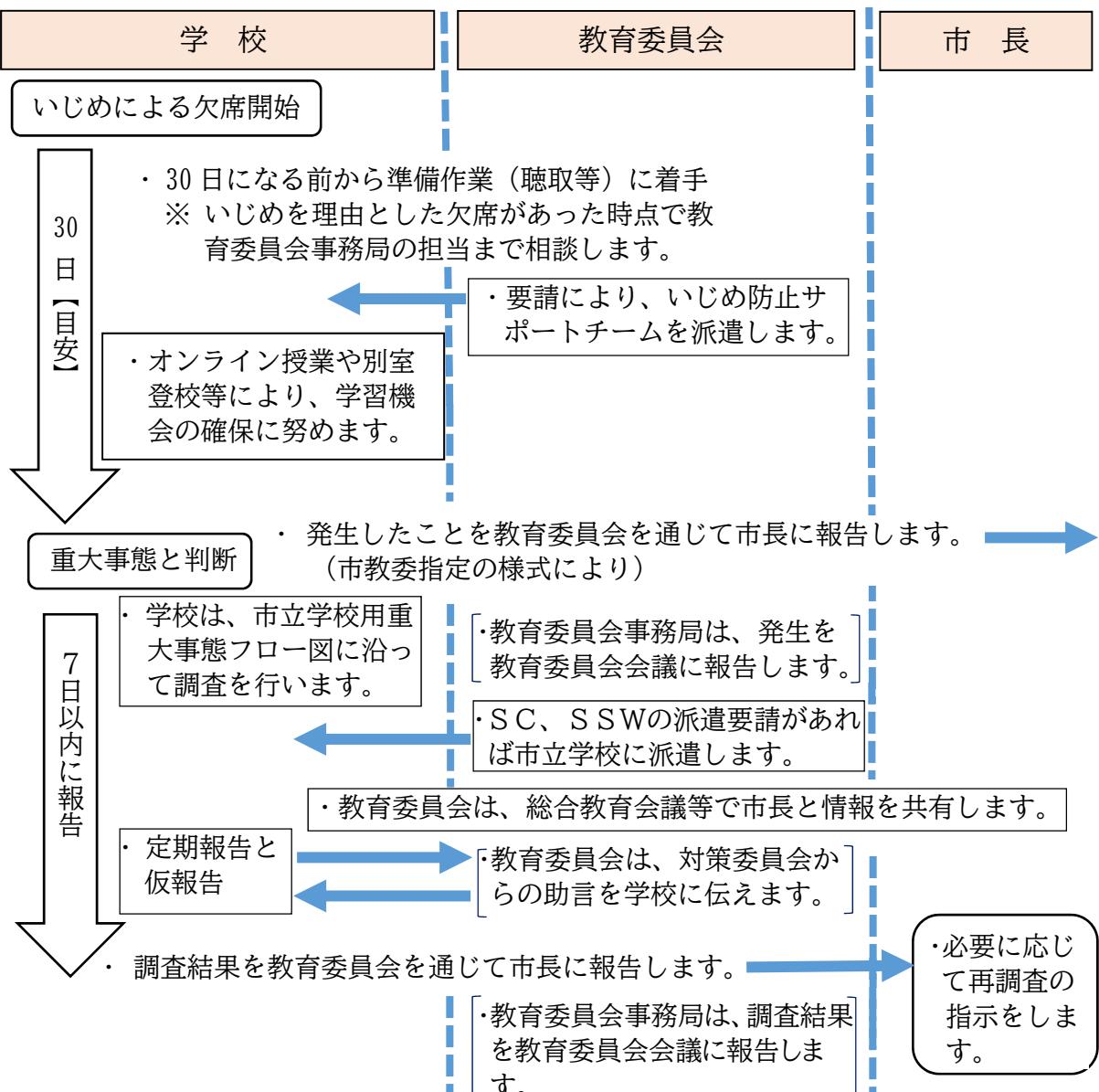
- 教育委員会の他の調査組織や市長部局の再調査委員会による再調査に備え、学校は、調査資料を整理しておきます。
- 学校は調査結果を生かしたいじめ防止のための対策を講じます。

学校主体による不登校重大事態の調査

- 法第28条第1項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合は、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
 - 1 (略)
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

不登校重大事態に係る調査は、**学校が調査に当たることを原則とします。**

(「不登校重大事態に係る調査の指針」(平成28年3月))



- 学校による不登校重大事態の調査は、児童等の学校復帰への支援と再発防止が主な目的となります。
- 被害児童等及びその保護者への情報提供はもちろんですが、加害児童等及びその保護者へも適時適切に情報を提供し、家庭と連携して調査を行います。